

リスク管理態勢

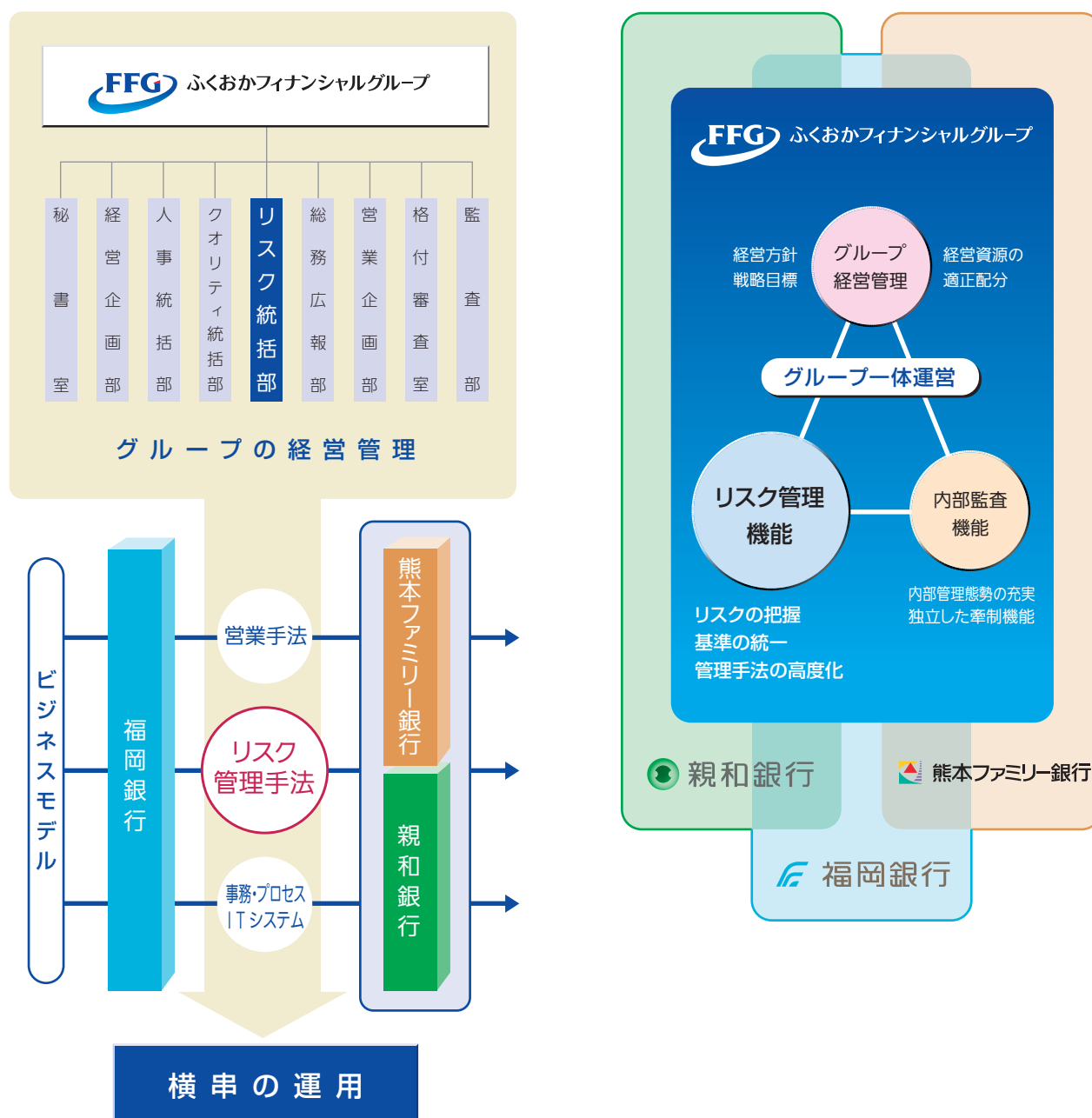
金融技術の発展や規制緩和により、金融機関としてのビジネスチャンスが拡大する一方、銀行の直面するリスクは多様化・複雑化しています。このような経営環境においては、これまで以上にリスクについての十分な分析を行い、適切な管理を行うことが重要になります。

ふくおかフィナンシャルグループ（FFG）では、「健全性維持」と「収益力向上」の双方がバランス良く両立し得る経営を目指し、以下のとおりグループ全体のリスク管理の強化に努めています。

グループ全体のリスク管理を早期に高度化すべく、FFG主導によるグループ一体運営によるリスク管理態勢を構築するとともに、福岡銀行で培ってきたリスク管理のノウハウを熊本ファミリー銀行および親和銀行に移植し、横串の運用を行っています。

具体的には、グループ全体のリスク管理を実施する際の基本規程として『リスク管理方針』を、リスク管理に係る年度のアクションプランとして『リスク管理プログラム』を、FFGの取締役会において制定しています。

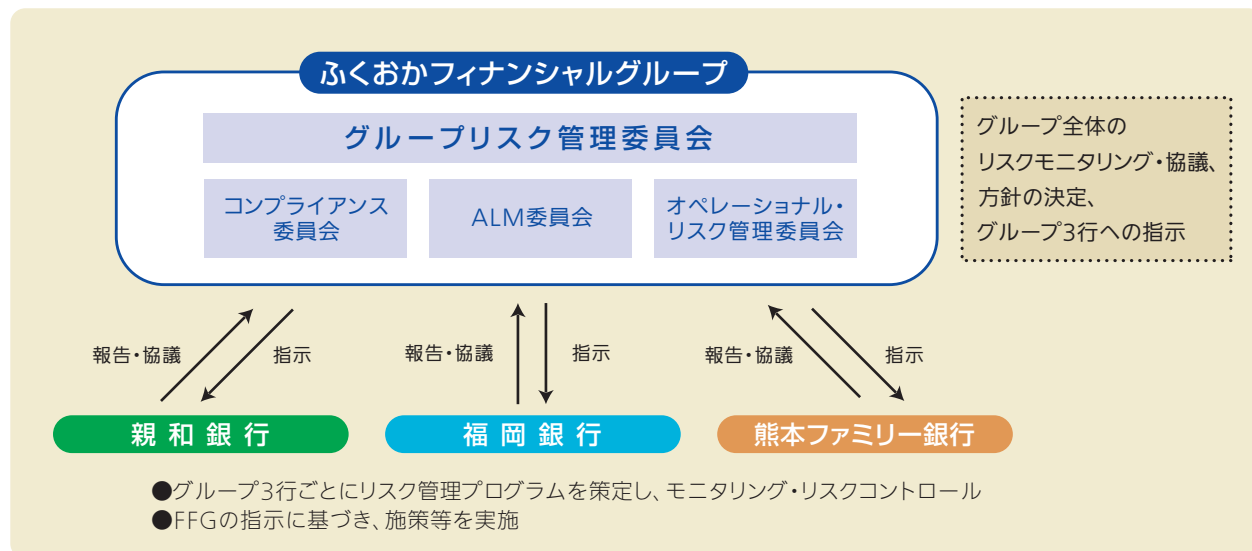
グループ3行においても、FFGの規程・アクションプログラムに則り、『リスク管理方針』や『リスク管理プログラム』を制定し、リスク管理を実践しています。



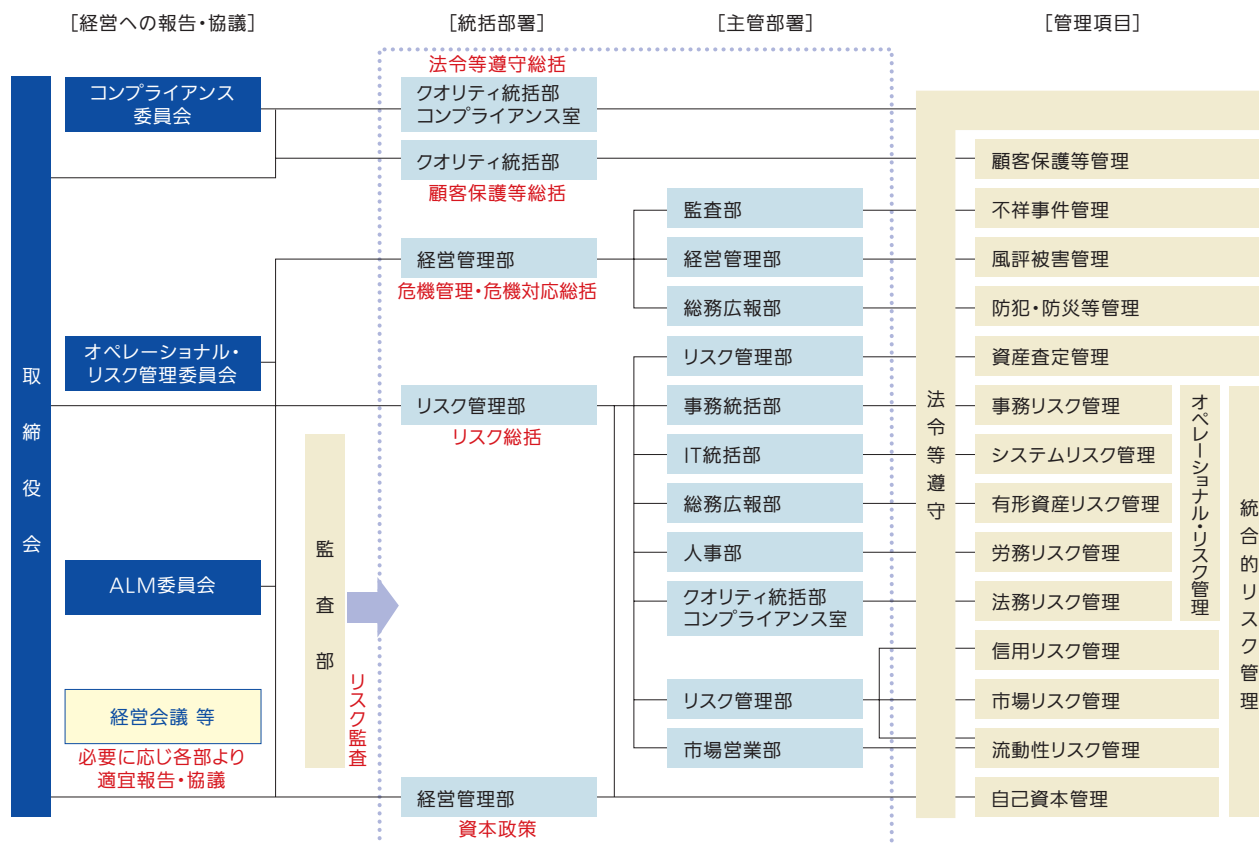
リスク管理態勢

また、FFGに「グループリスク管理委員会」を設置し、グループ全体の各種リスクの管理および統合的リスク管理の状況等について、定期的に経営に対して報告・協議を行っています。

グループ3行におけるリスク管理は、FFGの方針に基づきそれぞれのリスク管理部で実施しています。また、グループ3行では内部環境や外部環境の変化に対する機動的かつ具体的な対応策を協議し、グループリスク管理委員会に報告・協議を行っています。



■グループ3行のリスク管理体制（福岡銀行）



熊本ファミリー銀行および親和銀行においても、同等の体制を整備しています。

バーゼルⅡへの取組み

平成19年3月末より自己資本比率規制が見直され、いわゆるバーゼルⅡがスタートしました。バーゼルⅡでは、各金融機関のリスク・プロファイルやリスク管理態勢に応じた手法を選択することが認められています（一部の手法については、監督当局の承認が必要です）。

より高度なリスク管理態勢の構築を目指すFFGとしては、リスク管理態勢と整合したより高度な手法への移行（信用リスクに関しては標準的手法から基礎的内部格付手法へ、オペレーショナル・リスクに関しては基礎的手法から粗利益配分手法への移行）を目指して準備を進めています。

福岡銀行では、平成19年3月末より信用リスクに関して基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスクに関して粗利益配分手法を適用しており、今後、一層のリスク管理態勢の高度化に基づく自己資本管理の強化に努めてまいります。

熊本ファミリー銀行および親和銀行では、信用リスクに関して標準的手法を、オペレーショナル・リスクに関して基礎的手法を適用していますが、福岡銀行と同じ手法の適用を目指して、リスク管理態勢の高度化に努めています。

リスク管理のレベル	信用リスク	オペレーショナル・リスク
 高度化	標準的手法	基礎的手法
	基礎的内部格付手法	粗利益配分手法
	先進的内部格付手法	先進的計測手法

◇基礎的内部格付手法を部分的に適用していないエクスポージャーの性質、適切な手法に完全に移行させるための計画

基礎的内部格付手法を適用している福岡銀行グループにおいて、下記の関連会社および福岡銀行の債権については、残高が極めて僅少であること、個々の債権の信用リスクの詳細な把握に向けた取組みがリスク管理の観点から極めて重要性に乏しいこと等の理由から、内部格付手法の適用除外とし標準的手法により信用リスク・アセットを算出しています。また、今後につきましても、継続的に標準的手法で算出する予定です。

関連会社

- ・ 福銀オフィスサービス株式会社・福銀事務サービス株式会社・福銀不動産調査株式会社
- ・ 福岡コンピューターサービス株式会社

福岡銀行の債権

- ・ 与信性を除く仮払金・受入手数料等にかかる未収収益・預金に内包されているデリバティブ取引
- ・ トラベラーズ・チェックおよび外貨小切手の買取等

◇標準的手法が適用されるポートフォリオのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関等

上記の福岡銀行グループのエクスポージャー、熊本ファミリー銀行グループ、親和銀行グループおよびFFGのすべてのポートフォリオに対して標準的手法を適用しており、そのリスク・ウェイト判定には下記の適格格付機関を統一的に使用しています。

- ・ 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・ 株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）
- ・ スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）

ただし、証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定については、これらの4社に加えてフィッチ・レーティングス・リミテッド（Fitch）も使用しています。

（注）親和銀行との統合に伴い一部見直した上記の適格格付機関を、平成19年9月末以降、FFGおよびグループ3行で統一的に使用しています。

バーゼルⅡへの取組み

■バーゼルⅡとは

- バーゼルⅡとは、平成16年6月にバーゼル銀行監督委員会^(注1)から最終案が公表された、金融機関の新しい自己資本比率規制のことで、本邦では「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年3月27日金融庁告示第19号)等により平成19年3月末から実施されました。^(注2)
 - バーゼルⅡでは、平成5年3月末から適用されてきたこれまでの自己資本比率規制(バーゼルⅠ)の枠組みが大幅に見直され、3つの柱(第一の柱[最低所要自己資本比率]、第二の柱[金融機関の自己管理と監督上の検証]、第三の柱[市場規律])によって、現在の経済・金融システムとの整合性が高まりました。
 - 第一の柱では、バーゼルⅠ同様に最低所要自己資本比率を定めていますが、ここでの改正の大きなポイントは①信用リスクの計測の精緻化、②オペレーショナル・リスクの追加の2点です。
 - 第二の柱では、金融機関自身がその保有するリスクに見合った適切な(第一の柱だけでは捕捉されないリスクも踏まえた)自己資本戦略を策定することと、監督当局がその検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講じること等が求められています。
 - 第三の柱では、市場が金融機関の自己資本充実度等を評価できるように、自己資本比率の算出方法、自己資本や保有するリスクに関する基礎的なデータ、リスク評価プロセス等、適切な情報開示が求められています。
- これを受けた「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成19年3月23日金融庁告示第15号)では、金融機関が開示すべき一定の項目が定められています。

(注1) バーゼル銀行監督委員会とは、昭和49年に、先進10か国(G10)の中央銀行総裁会議の合意に基づきスイスのバーゼルに設立されたもので、各国の銀行監督に関する国際協調を目的としています。現在の構成加盟国は13か国で、BIS(Bank for International Settlements: 国際決済銀行)に事務局をおいています。

(注2) バーゼルⅡにおいても、国際的に活動を行う銀行は8%以上、国内のみで活動を行う銀行は4%以上の自己資本比率が必要という基準は変わっていません。

自己資本管理態勢

当社グループは、資産をお預けいただいているお客さま並びに投資家の皆さまからの信認に応えるために、自己資本の充実を維持し、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することが極めて重要であると考えています。

そこで、当社グループでは①規制上の自己資本、②経済上の自己資本の両面から、自己資本の充実度をモニタリングしコントロールしています。

■規制上の自己資本

グループ内の業務から発生し得る様々なリスクへの備えとして、FFGおよびグループ3行それぞれにおいてバーゼルⅡの規制上の自己資本比率を充足するようにしています。

この自己資本比率については、リスク統括部門が、景気後退に伴うデフォルト率の大幅上昇や大口与信先の信用悪化等、想定を超えて信用リスクが顕在化する事態(ストレス・シナリオ)を仮定したストレス・テストを定期的実施し、比率へ及ぼす影響を分析・評価した結果を取締役会等に報告します。その内容を踏まえ、取締役会等では必要な施策を実施しています。

自己資本管理態勢

■経済上の自己資本

経済上の自己資本の観点からも、統合的リスク管理^(注1)の枠組みのもとで、リスク資本配賦制度^(注2)を通じた自己資本の充実を維持しています。このリスク資本配賦制度は、業務運営部門やリスク・カテゴリーといったセグメント毎にリスク資本を配賦し、各セグメントのリスク量がリスク資本を超えないようにモニタリング・制御するものです。こうした制度により、全社的なリスク・テイクの総量を経営体力(=Tier I 自己資本の一定部分)の範囲内に抑制し、資本健全性の維持を図っています。

リスク資本配賦制度では、以下のプロセスを原則として年度単位で実施しています。

- ① 経営体力の特定(Tier I 自己資本ベース)
- ② 計測対象リスクおよび計測手法の特定
- ③ 業務運営部門毎、リスク・カテゴリー毎の配賦リスク資本額決定
 - ー 経営体力を踏まえたリスク・テイク総量の策定
 - ー どの分野でどれだけリスク・テイクするのか、経営政策・営業政策を反映
- ④ 業務運営部門毎、リスク・カテゴリー毎のアラーム・ポイント設定によるモニタリング
 - ー 全社的なリスク・テイク総量を月次でモニタリング
 - ー リスク統括部門が定期的にグループリスク管理委員会や取締役会に報告
(グループ3行では、リスク管理部が取締役会等に報告)

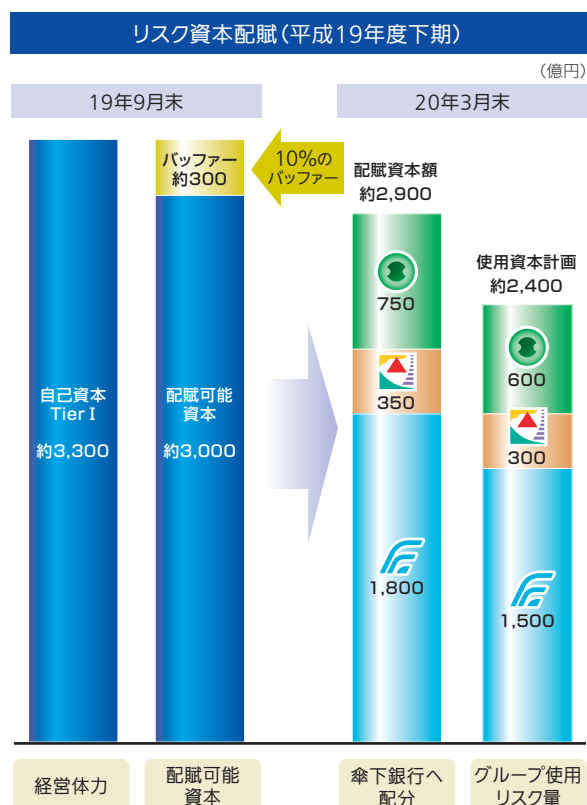
(注1) 統合的リスク管理

金融機関の直面するリスクに関して、規制上の自己資本比率の算定に含まれないリスク(与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等)も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等)に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力(自己資本)と比較・対照することによって自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

(注2) リスク資本配賦制度

金融機関の各業務運営部門に対し、信用リスクや市場リスク等のリスク・カテゴリー毎に「リスク量の枠＝配賦リスク資本」を設定し、各部門のリスク・テイクの水準を経営体力の一定の範囲内に抑えることで健全性の維持を図る制度です。また、収益性の向上を図るためにどのような業務分野でどれだけリスク・テイクをするかという経営の政策を実現する制度でもあります。なお、FFGで配賦されたリスク資本は、さらに福岡銀行、熊本ファミリー銀行および親和銀行へ配賦され、傘下銀行においても本制度を運営しています。

●リスク資本配賦



平成19年度下期のグループ配賦資本(リスク・部門別)

(億円)

	営業	国内市場	国際	本部	予想使用資本
					配賦資本
信用リスク	727	—	—	—	727
	835	—	—	—	835
金利リスク	—	614	117	—	731
	—	690	141	—	831
価格変動リスク	—	18	—	488	506
	—	68	—	660	728
オペレーショナル・リスク	—	—	—	300	300
	—	—	—	325	325
その他	—	—	—	156	156
	—	—	—	190	190
使用資本	727	632	117	945	2,421
配賦資本	835	758	141	1,175	2,909

【定義】

経営体力	持株単体のTier I
配賦可能資本	Tier I から計測不能リスクのためのバッファ10%を控除
リスク量保有期間	信用リスク:1年、金利リスク:3ヶ月、価格変動リスク【株式】:6ヶ月
リスク量信頼区間	全ての計量化可能リスクにつき99%

信用リスク管理態勢

信用リスクとは、「与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし滅失し損失を被るリスク」をいいます。

信用リスクは当社グループが保有する主要なリスクのひとつであり、資産の健全性を維持しつつ適正な収益をあげるとい、いわゆる「適切な信用リスク管理」は、銀行経営における最も重要な課題のひとつとなっています。

当社グループの信用リスク管理は、FFGのリスク統括部が統括し、トップダウンによる統一的な管理を実施しています。また、格付制度、審査手法、信用ポートフォリオ管理手法等、福岡銀行で培った信用リスク管理のノウハウを熊本ファミリー銀行および親和銀行に移植し活用しています。

具体的には、まず、グループ全体の信用リスク管理に関する基本方針を「リスク管理方針」に定め、その方針に基づき与信業務を適切に運営するための基本的な考え方、判断・行動の基準を明記した「与信の基本方針（クレジットポリシー）」をグループ3行毎に定め、その理解と遵守を広く役職員に促し、徹底を図っています。また、信用リスクに関するアクションプランを定めた「信用リスク管理プログラム」では、グループの信用リスク管理体制の強化、グループの信用ポートフォリオ運営の高度化等を掲げています。

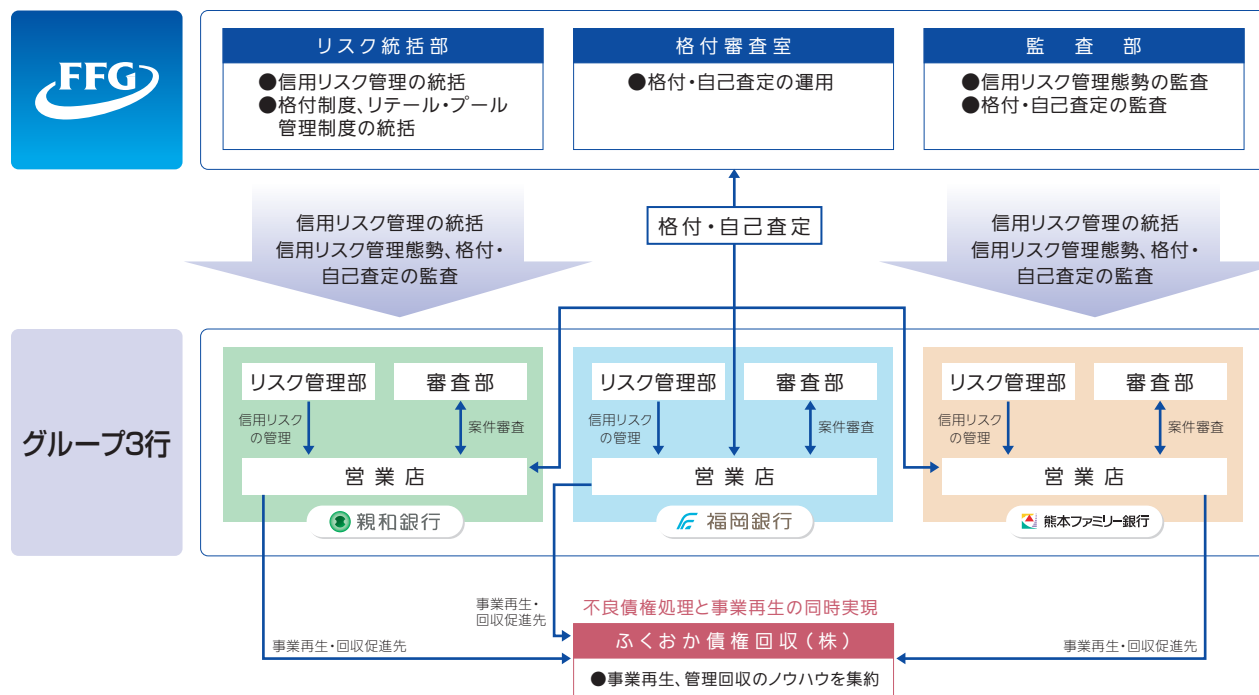
信用リスク管理体制

信用リスク管理体制としては、FFGのリスク統括部がグループ全体のリスク管理方針の策定、格付制度、リテール・プール管理制度の管理等、信用リスクの管理・運営を統括しています。

格付制度に基づくグループ全体の格付審査等は、FFGの格付審査室が一元的に実施しています。

個別案件の審査は、グループ3行の審査部が中心となって営業店とともに実施しています。

また、各部門から独立したFFGの監査部が、資産内容の健全性や格付・自己査定 of 正確性、信用リスク管理態勢の適切性等の監査を行い、FFGの取締役会に監査結果を報告しています。なお、グループ3行においても、FFGに業務委託して実施した監査結果を、監査部が取締役会に報告しています。



信用リスク管理態勢

■信用リスク評価・信用リスク計量化

個別与信および与信ポートフォリオ全体の信用リスクを適切に管理するため、格付制度やリテール・プール管理制度に基づき与信先および案件ごとの信用リスクの程度を適切に評価するとともに信用リスクの計量化を行い、信用リスクを定量的に把握・管理しています。

(1) 内部格付制度

グループの内部格付制度は、大きくは①債務者格付、②案件格付、③リテール・プール管理および④パラメータ推計から構成されています。このうち②案件格付、③リテール・プール管理および④パラメータ推計については、福岡銀行では平成19年3月からの内部格付手法適用に伴い導入していますが、熊本ファミリー銀行および親和銀行については標準的手法を適用しているため、今後導入を図っていく予定です。

①債務者格付

与信先の債務履行の確実性を表すもので、財務内容の情報をスコアリングした結果等に基づいて付与します。債務者格付は、少なくとも年1回は定例的に見直すほか、与信先の信用状況に変化があれば随時見直しを行うことで、個々の与信先やポートフォリオの状況を適時に把握できるようにしています。

また、この債務者格付は、法令等に基づく「債務者区分」(注1)や「債権区分」(注2)等とリンクしているほか、自己査定および償却・引当の基礎としても使用するもので、信用リスク管理の中核として位置付けています。

■債務者格付と債務者区分、債権区分、パーゼⅡ 内部格付手法のデフォルト区分との対応関係

格付 ランク	債務者格付		債務者区分 (注1)	債権区分 (注2)	パーゼⅡ 内部格付手法の デフォルト区分
	リスクの程度	定義			
1	リスク無	債務償還の確実性は最高水準であり、かつ安定している	正常先	正常債権	非デフォルト
2	リスク僅少	債務償還の確実性は極めて高く、かつ安定している			
3	リスク小	債務償還の確実性は高く、かつ安定している			
4	平均比良好	債務償還の確実性は十分であるが、将来低下する可能性が存在する			
5	平均的水準	債務償還の確実性は当面問題ないが、将来低下する可能性がある			
6	許容範囲	債務償還の確実性は当面問題ないが、将来低下する可能性が高い			
7	平均比低位	債務償還の確実性は現状問題ないが、将来低下する懸念がある			
8	要注意1	債務償還上問題が顕在化しており、今後の管理に注意を要する	要注意先	要管理債権	デフォルト
9	要注意2	債務償還上重大な問題が顕在化しており、今後の管理に細心の注意を要する			
	要管理	以下のいずれかに該当する先 ・3ヵ月以上延滞している貸出債権がある先 ・貸出条件緩和債権がある先			
10	破綻懸念	経営難の状況にあり、今後経営破綻に陥る可能性が大きい	破綻懸念先	危険債権	デフォルト
11	実質破綻	法的・形式的な破綻には至っていないが、実質的に経営破綻の状態にある	実質破綻先	破産更生債権 およびこれらに 準ずる債権	
12	破綻	法的・形式的な破綻となっている	破綻先		

(注1) 金融庁が公表している金融検査マニュアルでは、与信先の財務状況、資金繰り、収益力等によりその返済能力を判定し、その状況等に応じて、上表の5区分に分けることが求められています。この区分のことを債務者区分といいます。

(注2) 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第6条の規定により、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に定める資産の査定の基準に基づき、債権を債務者の財政状態および経営成績等を基礎として上表の4区分に分けることが求められています。この区分のことを債権区分といいます。

取引先の特性等に応じたきめ細かい格付体系により取引先や投資先の格付を行い、信用リスクの適切な管理に努めています。

リスク管理への取り組み

(注2)事業性の与信残高が一定未満の取引先に対する格付で、財務状況を基に格付を行っています(熊本ファミリー銀行および親和銀行については、今後導入を図り、より綿密な信用リスク管理を行っていく予定です)。

(注3) 各資産区分に含まれるエクスポージャーの種類

※適格購入事業法人向けエクスポージャーは保有しておりません。

信用リスク管理態勢

(注4) 行内格付と外部格付のマッピング表(平成19年10月1日現在)

行内格付	適格格付機関の格付				
	R&I	Moody's	S&P	JCR	Fitch
1～4	AAA～BBB	Aaa～Baa2	AAA～BBB	AAA～BBB+	AAA～A-
5～7	BBB-～BB	Baa3～B1	BBB-～B+	BBB～BB+	BBB+～B
8以下	BB-以下	B2以下	B以下	BB以下	B-以下

※ Fitchは証券化エクスポージャーについてのみ、適格格付機関として使用しています。

(注5) LTV(Loan to Value)とは、対象資産の評価額に占める債務の割合のことです。

DSCR(Debt Service Coverage Ratio)とは、各年度ごとの元利金返済前キャッシュフローが、当該年度の元利金支払所要額の何倍かを示す比率です。

②案件格付

与信案件ごとの回収の確実性を表すもので、債務者格付とは別に個々の債権単位での保全状況に基づいて付与します。福岡銀行では、この案件格付と債務履行の確実性を表す債務者格付を組み合わせることで、債務者毎・案件毎の与信管理やリスク・リターン運営の高度化を図っています。

③リテール・プール管理

リテール向けエクスポージャーについては、リスク特性が類似したプール区分を設定し、各債権をプール区分に割当てることにより、プール単位で信用リスクを管理しています。

具体的には、4つの資産区分等(居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、その他リテール向けエクスポージャー(事業性)、その他リテール向けエクスポージャー(非事業性))ごとに、リスク特性に応じてPD・LGD・EADの似通ったプール区分を設定した上で、各債権を当該プールに割当て、リテール・ポートフォリオの信用リスクの状況を管理しています。

■リテール・プール区分の概要

資産区分(注1) パラメータ	居住用不動産向け エクスポージャー	適格リボルビング型 リテール向け エクスポージャー	その他リテール向けエクスポージャー	
			事業性	非事業性
PD	延滞の状況、取引先の属性や取引状況、商品の種類等により、デフォルトの可能性に応じたプールに区分しています			
LGD	担保の状況、商品の種類、残高等により、損失の可能性に応じたプールに区分しています			
EAD		商品の種類、延滞の状況、極度枠の利用状況等により、デフォルト時の未使用極度枠の利用可能性に応じたプールに区分しています		

(注1) 各資産区分に含まれるエクスポージャーの種類

資産区分	エクスポージャーの種類
居住用不動産向けエクスポージャー	住宅ローン
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	カードローン、キャッシング、ショッピング
その他リテール向けエクスポージャー(事業性)	事業性の与信残高が一定未満の長期貸出のみの先に対する貸出金(アパート・ローン、小口事業貸出商品等)
その他リテール向けエクスポージャー(非事業性)	消費性ローン(オートローン、学資ローン等)

④パラメータ推計

債務者格付ごとにPDを、リテール・プール区分ごとにPD・LGD・EADを推計し、自己資本比率の計算に利用する他、信用リスクの状況の把握に利用しています。

各パラメータは、過去4年以上の実績データを基に、推計の誤差や景気変動を勘案し、保守的な調整を加えた上で推計しています。パラメータの推計値は、年1回以上のサイクルで検証を行い、必要に応じて見直しを行うこととしています。

◇自己資本比率算出目的以外でのパラメータ推計値の利用状況

主要なポートフォリオを占める事業法人等向けエクスポージャーについては、LGD、EADのパラメータ推計を行っていないため、パラメータ推計値は償却・引当、信用リスク量計測、収益管理等の内部管理に直接的には利用していません。

上記内部管理には、従来からの倒産確率や自己査定上の優良・一般保全の額を利用していますが、同一のデータを基に算出しております。

今後、先進的内部格付手法の準備を進めていく中で、内部管理への直接的な利用を検討していきたいと考えています。

信用リスク管理態勢

(2) 内部格付制度の管理と検証手続

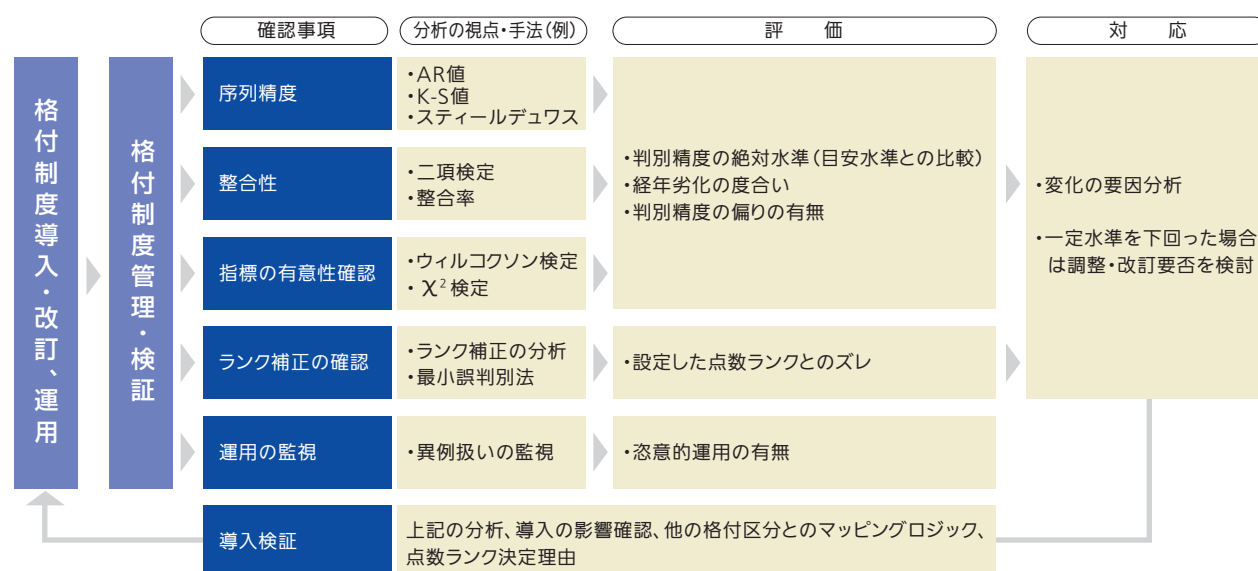
①債務者格付

FFGのリスク統括部では、FFGの格付審査室やグループ3行の営業店において、規程に則った格付制度の運用が行われていることを適宜検証しています。

また、格付制度や格付モデル等の客観性、有意性、適切性等について定期的に検証を行い、格付制度やモデルの調整・改訂の要否など、必要な対応を検討しています。

なお、グループ3行においても、リスク管理部が同様の検証を行っています。

■管理・検証プロセスの概念図



②案件格付

FFGのリスク統括部では、デフォルト案件の回収実績データを継続的に蓄積し、LGDや案件格付と回収実績を比較することにより、LGDおよび案件格付の定期的な検証を行っています。

③リテール・プール管理

FFGのリスク統括部では、リテール・プール区分の精度、およびプールの序列やプールごとのパラメータ推計値の安定性等について定期的に検証を行い、リテール・プール区分の調整・改訂の要否など、必要な対応を検討しています。

④パラメータ推計

FFGのリスク統括部では、パラメータ推計値の正確性や一貫性等についてバック・テスト(有意水準を5%とする二項検定、スティール・デュウス法等)により定期的に検証を行い、パラメータ推計値の調整・改訂の要否など、必要な対応を検討しています。

※②～④については、福岡銀行においても、リスク管理部が同様の検証を行っています。

(3) 信用リスク計量化

信用リスクを合理的に把握し、自己資本政策の効率的運用と適切な与信条件の提示のために、信用リスクの計量化を実施しています。この計算結果を基に、リスク資本の配賦や与信ポートフォリオ管理を実施しています。

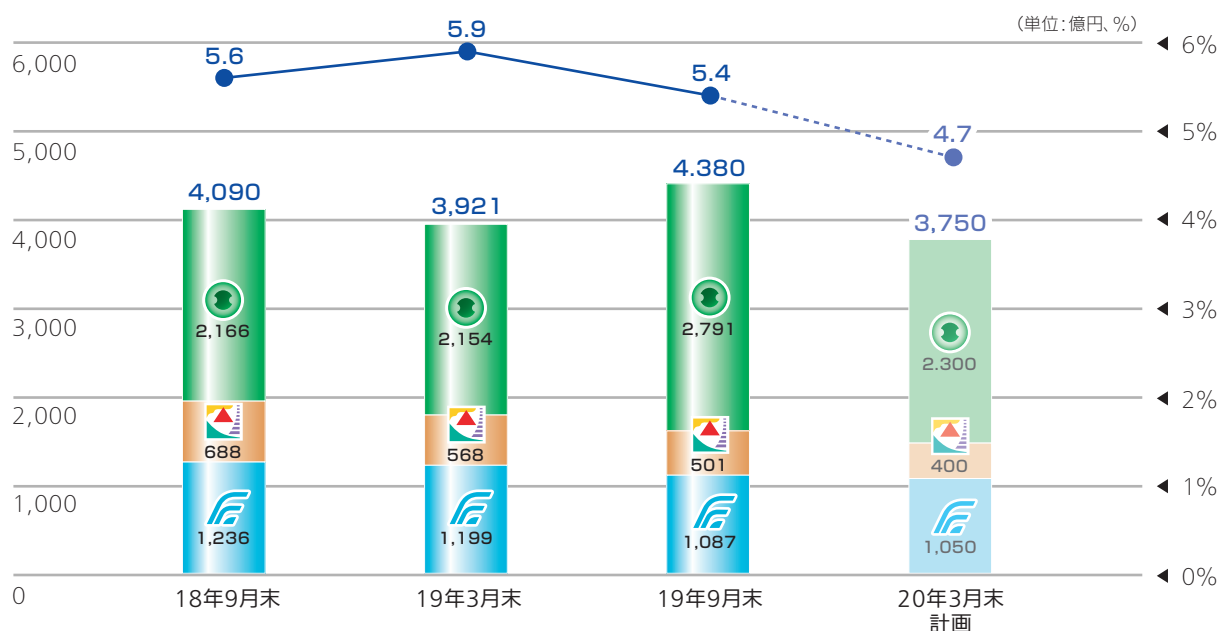
信用リスク管理態勢

■個別与信管理の枠組み

個別案件の審査にあたっては、事業計画の妥当性や資金使途の確認、返済財源の把握、技術開発力・商品等の競争優位性、経営管理など幅広い観点から分析・評価を行い、併せて担保等による債権保全の妥当性を検証するなどグループ3行の営業店および本部審査部門双方の段階において、的確かつ厳正な与信判断を行っています。さらに、与信後においても、各種信用情報の収集、業界動向の分析、財務データの更新・分析、格付判定による業態の把握、担保評価の定期的な洗い替え、延滞管理の強化などのフォロー管理を徹底し、不良債権発生防止に努めています。

本部審査部門では、業種や信用状況に応じた担当割りを行い、きめ細かな案件審査や営業店指導を行うとともに、本部・営業店の情報交換を緊密に行い、与信先の業態の変化などに即応できる体制をとっています。また、関連会社のサービサー（ふくおか債権回収(株)）に事業再生ノウハウを集約し、企業の再生支援機能の強化を図っています。

●不良債権の状況（金融再生法開示債権：部分直接償却後（注1））



（注1）合計残高、比率は3行単体合算に分割子会社分を加えています。
なお、福岡銀行は部分直接償却を実施した場合として算定しています。

■与信ポートフォリオ管理の枠組み

信用リスクは、景気の変動等につれ、業種など共通の特性を持つグループに集中して顕在化する場合がありま。このため、与信のポートフォリオが特定の業種や地域等に偏っていると、経済社会の循環的・構造的な変動により予想外に多額の損失を被る可能性があります。

こうした潜在的な損失リスクは、個別の与信先に対する管理のみでは捕捉することが困難であり、業種別のデフォルトの変動特性などを加味してリスクを計量化する等により、ポートフォリオとしての管理を行う必要があります。

（1）自己資本の範囲内での適切なリスクコントロール

「リスク資本配賦制度」において、年度ごとに信用リスクに対するリスク量の枠（配賦リスク資本）を設定し、月次でリスク資本の使用状況をモニタリングし、適切なリスクコントロールに努めています。

（2）集中リスクの抑制

特定先や特定業種への与信集中を制御するために、大口与信先（グループ）に対する与信残高アラームラインの設定や重点的なローンレビュー、および危険度が比較的高い業種に対する特定業種の指定等を行っています。

市場リスク管理態勢

当社グループでは、市場リスクを「金利、為替および株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク」と定義しています。

当社グループの市場リスクは、FFGが以下のように統括して管理しています。

■FFGの市場リスク管理

当社グループでは、取締役会が市場リスク管理にかかる基本方針を制定しています。この基本方針を踏まえ、グループリスク管理委員会においてALM運営を含めた市場リスクの管理方針を決定し、施策の実施状況およびリスクの状況のモニタリングを通じて、グループ全体のリスクをコントロールする体制としています。

また、FFGのリスク管理部門は、グループ3行の市場リスク管理部門からの報告に基づき、グループ全体の市場リスクおよび市場リスク管理の状況を把握・分析し、グループ3行の市場リスク管理部門へのリスク管理態勢にかかる助言、取締役会等に対する定期報告を実施する体制としています。

具体的には、グループ3行のリスク・プロファイルを勘案して配賦したリスク資本と整合させて設定した各種リスク限度枠の運用状況をモニタリングするなどして、市場リスクを管理しています。このリスク限度枠の設定については、トレーディング部門、バンキング部門ともVaR（注）を共通の尺度としています。

（注）VaRは、一定の確率のもとで発生し得る予想最大損失額を表しています。

■グループ3行の市場リスク管理

グループ3行の取締役会は、FFGが定めた「市場リスク管理方針」を踏まえた基本方針および具体的管理方法を定めた管理規則を制定し、行内の関連部署に周知させ遵守する態勢を整えています。

グループ3行ではALM部会においてマーケット環境の変化に対する機動的かつ具体的な対応策を協議し、グループリスク管理委員会に図ります。

グループ3行のリスク限度枠等については、FFGから配賦されたリスク資本額やその他市場リスク管理に必要な限度枠を常務会等で設定し、半期に一度、見直しを行っています。

市場取引にかかる組織は、市場取引部門（フロント・オフィス）、リスク管理部門（ミドル・オフィス）、事務管理部門（バック・オフィス）の3部門を明確に分離することで、相互牽制の徹底を図っています。

リスク管理部門は、VaRや10BPV（ベシス・ポイント・バリュー）（注）を用いたリスクの計測および規程の遵守状況のモニタリングを行い、FFGのリスク管理部門、グループ3行のリスク管理部門担当役員に対しトレーディング取引およびバンキング取引の状況について月次で報告するとともに、グループリスク管理委員会およびグループ3行の取締役会に対しても定期的に報告する等、リスク管理態勢の強化に努めています。

たとえば、金利リスクについては、VaR、10BPV等の指標にアラーム・ポイントを設定した上でモニタリングを行っており、アラーム・ポイントを超過した場合には、グループリスク管理委員会等に報告され、今後の運営方針を協議することになります。

なお、平成19年3月末より適用が開始された金利リスクに関するアウトライヤー基準については、99%1%法を採用し、適切な管理を実施しております。

（注）10BPVは、金利が0.1%変動した場合の評価損益変動額を表しています。

●金利リスクの状況

（平成19年9月末、単位：億円 自己資本：グループ3行は単体ベース、FFGは連結ベース）

	項 目	福岡銀行	熊本ファミリー銀行	親和銀行	FFG
内部管理上の指標	10BPV	▲80	▲12	▲25	▲117
	VaR	▲461	▲66	▲136	▲662
アウトライヤー基準	金利ショック	▲415	▲94	▲112	▲621
	自己資本（TierI+TierII）	5,669	524	693	5,763
	アウトライヤー比率	7.3%	17.9%	16.2%	10.8%

前
提
条
件

- VaR: 99%の確率のもとで、向後3ヵ月間に発生し得る予想最大損失額を表しております。
- コア預金の定義: 内部管理上の指標には織り込んでおりません。アウトライヤー基準については、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」における定義に従い、<i>i</i>過去5年の最低残高、<i>ii</i>過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高、<i>iii</i>現在残高の50%相当額のうちの最小の額を、満期5年以内（平均2.5年以内）で配分しております。
- 期限前返済リスク: 預貸金にかかる期限前返済リスクについては織り込んでおりません。

流動性リスク管理態勢

当社グループでは、流動性リスクを「運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）」と定義しています。

当社グループの流動性リスクは、FFGが以下のように統括して管理しています。

■FFGの流動性リスク管理

当社グループでは、流動性リスクの軽視が経営破綻や、ひいては金融機関全体の連鎖的破綻（システム・リスク）の顕在化につながりかねない重要なリスクであるとの認識のもと、取締役会が流動性リスク管理にかかる基本方針を制定しています。この基本方針を踏まえ、グループリスク管理委員会において流動性リスクの管理方針を決定し、施策の実施状況およびリスクの状況のモニタリングを通じて、グループ全体のリスクをコントロールする体制としています。

また、FFGのリスク管理部門は、グループ3行の流動性リスク管理部門からの報告に基づき、当社グループの流動性リスクおよび流動性リスク管理の状況を把握・分析し、グループ3行の流動性リスク管理部門へのリスク管理態勢にかかる助言、取締役会等に対する定期報告を実施する体制としています。

具体的には、グループ3行のリスク・プロファイルを勘案して、グループ3行において資金繰りの状況に応じた管理区分および管理区分に応じた対応方法等の制定および資金繰りにかかる各種リスク限度枠を設定し、管理を行っています。

■グループ3行の流動性リスク管理

グループ3行の取締役会は、FFGが定めた「流動性リスク管理方針」を踏まえた基本方針、具体的管理方法を定めた管理規則および流動性危機時の対応方針を定めた規則を制定し、グループ3行ではこれらに則り流動性リスク管理を行っています。

グループ3行では、ALM部会においてマーケット環境の変化に対する機動的かつ具体的な対応策を協議し、グループリスク管理委員会に図ります。

グループ3行のリスク限度枠等については、リスク・プロファイルに応じて資金繰りリミットや担保差入限度額等を常務会等で設定し、半期に一度、見直しを行っています。

グループ3行の資金繰りの状況について、状況に応じた管理区分（平常時、懸念時、危機時等）および状況に応じた対応方針を定め、資金繰り管理部門が月次で管理区分を判断し、グループリスク管理委員会が必要に応じて対応方針を協議する体制としています。

流動性リスクにかかる組織は、資金繰り管理部門、リスク管理部門、リスク監査部門の3部門を明確に分離することで、相互牽制の徹底を図っています。

リスク管理部門は、規程の遵守状況のモニタリング等を行い、FFGのリスク管理部門、グループ3行のリスク管理部門担当役員に対し流動性リスクおよびリスク管理の状況について月次で報告するとともに、グループリスク管理委員会およびグループ3行の取締役会に対しても定期的に報告する等、リスク管理態勢の強化に努めています。

オペレーショナル・リスク管理態勢

オペレーショナル・リスクとは、当社グループの業務において内部プロセスの不備や役職員のミス、システムの不具合、または災害等の外的要因により損失が発生するリスクをいい、事務リスク・システムリスク・有形資産リスク・労務リスク・法務リスクに分類して管理しています。

金融技術の高度化や規制緩和の進展による商品や取扱業務の多様化、システム・ネットワークの拡大に伴い、事務ミス・不正事故・災害等による大規模損失の発生可能性は高まっており、こうした環境変化に対応し、予防的なリスク管理態勢を構築するためにも、オペレーショナル・リスク管理の重要性は、ますます高まっています。

当社グループでは、取締役会において、オペレーショナル・リスクを適切に管理するための組織体制および仕組みを整備し、リスク顕現化の未然防止と発生時の影響を極小化するための基本事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理規則」や、年度ごとに優先的に取り組むべき事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理プログラム」を制定し、オペレーショナル・リスクを総合的に管理しています。

さらに、オペレーショナル・リスクを適切に特定・評価・把握・管理・削減するために、顕現化したリスクに関しては関連する損失情報を収集・分析し、潜在的なリスクに関してはリスク・コントロールセルフアセスメント(RCSA⇒リスクとコントロールの有効性に関する自己評価)により、適切な対応策を実施するとともに、取締役会やオペレーショナル・リスク管理委員会を通して適時・適切なモニタリング・コントロールを実施しています。

■事務リスク

事務リスクとは、当社グループの役職員が、事務規程等に反する取り扱いを行ったり正確な事務を怠ったりすることで損失が発生したり、お客さまとのトラブル等により信用が低下するリスクをいいます。

当社グループでは、全ての業務に事務リスクが内在するとの認識のもと、取締役会において、事務リスクに関し適切な管理とコントロールを実現していくための基本事項を定めた「事務リスク管理規則」や、年度ごとに優先的に取り組むべき事項を定めた「事務リスク管理プログラム」を制定し、事務リスクを総合的に管理しています。

なお、福岡銀行では、ますます多様化・複雑化する業務に適切に対処し、想定される事務リスクを未然に回避するために、コンピューターシステムの活用によるチェック機能の強化や営業店事務の本部集中化による業務の効率化・事務品質の向上に取り組むとともに、営業店事務水準の維持・向上を図るために、業務全般にわたる事務規程の充実、業務別・階層別集合研修や営業店への事務指導を実施し、役職員の事務レベルの向上に努めています。

また、熊本ファミリー銀行では、取扱商品の多様化やそれに伴う事務処理等の複雑化に対応するために、事務リスクを適切に把握・評価し、事故・不正・トラブル等の発生防止に取り組むとともに、業務のシステム化等に伴う事務の効率化・高度化に対処すべく、規程等の改正や臨店指導・ニーズ別研修・指名研修等を実施し、事務リスク管理態勢の強化に努めています。

また、親和銀行では、取扱商品の多様化やそれに伴う事務処理等の複雑化に対応するために、事務取扱要領の整備、事務研修・臨店指導等により事務レベルの向上を図るとともに、営業店事務の本部集中化やシステム化の推進によりチェック機能を強化し、正確かつ効率的な事務が提供できるよう取り組んでいます。

■システムリスク

システムリスクとは、当社グループのコンピューターシステムの停止や誤作動、または不正利用等により損失が発生するリスクをいいます。

当社グループでは、進化し続けるIT(情報技術)の動向を的確に捉えながら、グループ全体のサービス品質の向上、厳正なリスク管理、業務の効率化、システムの安全稼働等を最優先の課題とし、取締役会において、情報資産を適切に保護し管理するための基本方針を定めた「セキュリティポリシー」、システムリスクに関し適切な管理とコントロールを実現していくための基本事項を定めた「システムリスク管理規則」や、年度ごとに優先的に取り組むべき事項を定めた「システムリスク管理プログラム」を制定し、システムリスクを総合的に管理しています。

なお、福岡銀行では、システムの安全稼働に万全を期すために、コンピューター機器をはじめコンピューターセンターと営業店・ATM等を結ぶ通信回線や預貸金情報を蓄積している元帳データ等の二重化や、情報資産を保護するために、情報の暗号化や不正アクセス・情報漏洩を防止するシステムを導入するとともに、地震等大規模災害への備えとして、広島センター・福岡センターの2拠点でシステムを運営することで万一どちらかの地域が被災しても継続して金融サービスが提供できるバックアップ体制とし、緊急時に備えてビジネスコンティニュイティプラン(BCP)による定期的な訓練を実施しています。

オペレーショナル・リスク管理態勢

また、熊本ファミリー銀行では、システム並びに情報資産を故障・誤作動・災害・不正使用・盗難・ハッカー・ウィルス等の様々な脅威から保護し、予想されるリスクを回避・極小化するために、オンライン回線・コンピューターシステム・元帳・設備等のオンラインセンターをホットスタンバイ方式により二重化するとともに、大規模災害を想定して遠隔地にバックアップセンターを設け、BCPによる定期的な訓練を実施し不測の事態に備えています。

また、親和銀行では、システムの安全稼動に万全を期すために、コンピュータ機器をはじめコンピュータセンターと営業店・ATM等を結ぶ通信回線や預貸金情報を蓄積している元帳データ等の二重化や、情報資産を保護するために、情報の暗号化や不正アクセス・情報漏洩を防止するシステムを導入するとともに、不測の事態に備えた「危機管理計画」を制定し、災害等でシステム障害が発生した場合でも業務継続できる体制を整備しています。

■有形資産リスク

有形資産リスクとは、当社グループにおいて災害、犯罪または資産管理の瑕疵等の結果、有形資産の毀損により損失が発生するリスクをいいます。

当社グループでは、自然災害や外部からの脅威等の増加により有形資産が毀損するリスクが増加しているとの認識のもと、取締役会において、有形資産リスクに関し適切な管理とコントロールを実現していくための基本事項を定めた「有形資産リスク管理規則」や、年度ごとに優先的に取り組むべき事項を定めた「有形資産リスク管理プログラム」を制定し、有形資産リスクを総合的に管理し、軽減するために適切な方策を講じています。

なお、福岡銀行では、耐震強化・お客さまサービスの一環として、老朽化著しい店舗の建替えを実施しています。

また、熊本ファミリー銀行および親和銀行では、店舗等の劣化状況把握のために、定期的な建物診断の実施を検討しています。

■労務リスク

労務リスクとは、当社グループの労務慣行（役職員の人事処遇や勤務管理上の問題等）および職場の安全衛生環境上の問題により損失が発生するリスク、並びに役職員の不法行為により使用者責任を問われるリスクをいいます。

当社グループでは、労務リスクは重要なオペレーショナル・リスクの一つであるとの認識のもと、取締役会において、労務リスクに関し適切な管理とコントロールを実現していくための基本事項を定めた「労務リスク管理規則」や、年度ごとに優先的に取り組むべき事項を定めた「労務リスク管理プログラム」を制定し、労務リスクを総合的に管理し、軽減するために適切な方策を講じています。

なお、福岡銀行では、人権啓発研修の定期的な実施や外部の人権啓発行事への積極的参加により、役職員の意識向上に取り組んでいます。

また、熊本ファミリー銀行では、新入行員・支店長向け研修や営業店での研修を実施するとともに、外部の人権啓発行事にも積極的に参加し、役職員の意識向上に取り組んでいます。

また、親和銀行では、新入行員研修などの階層別研修において人権に関する研修を実施し、役職員の人権に関する意識向上に取り組んでいます。

■法務リスク

法務リスクとは、当社グループが法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他の法的原因により損失を被るリスクをいいます。

当社グループでは、事務リスクと同様に全ての業務に法務リスクが内在するとの認識のもと、取締役会において、法務リスクに関し適切な管理とコントロールを実現していくための基本事項を定めた「法務リスク管理規則」や、年度ごとに優先的に取り組むべき事項を定めた「法務リスク管理プログラム」を制定し、法務リスクを総合的に管理しています。

さらに、グループ3行との協議・報告を通して、法務リスク管理態勢に必要な指導・助言を行うとともに、法務リスクに関連する情報を集中的に一元管理し、法務リスク管理態勢の強化に努めています。

なお、グループ3行においては、法務リスクに関連する情報を日常的に収集・把握することを通して、法務リスク管理態勢の充実と強化に取り組んでいます。